

# 専門学校協会 会報

2024 Vol.47

全国専門学校協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 (私学会館別館)

令和6年4月23日発行

☎03-3230-4814 発行責任者 / 福田益和

## 全国専門学校協会理事会を開催

### 令和6年度事業計画原案、収支予算原案を承認



福田益和全国専門学校協会会長による挨拶

2月22日、東京都・アルカディア市ヶ谷を会場として、全専各連第138回理事会・全国専門学校協会理事会合同会議が開催されました。

会議開始前に赤池誠章参議院議員が来場し、あいさつを述べた後、公務により退席。清水裕全専各連理事・全専協副会長の開会宣言に続いて、福田益和全専各連・全専協会会長からあいさつが述べられました。来賓紹介では、はじめに山谷えり子参議院議員が来賓あいさつを述べ、公務により退席。

続いて中安史明文部科学省専修学校教育振興室長より来賓あいさつを兼ね配布資料に基づき、令和6年度専修学校関係予算案、高等教育の修学支援新制度、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議、職業実践専門課程、留学生関係、私立学校法の改正等について説明が行われました。

中安室長退席後に小憩を経て再開。理事会の議長選出(会則により福田会長)と定足数の確認が行われました。その後、小倉基宏全専協理事、岡本比呂志全専協常任理事が議事録署名人に選出され議事に入りました。

なお、全専協理事会出席者は56名(委任状含む)、審議内容は次ページの通りです。

令和6年能登半島地震により被災された皆様、関係者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災されました地域と会員校の皆様の、一日も早い復旧ならびに復興をお祈りいたします。

文部科学省後援

# J検

「創る」「使う」「伝える」  
情報検定

CBT

J検全試験全科目で  
CBT方式を導入。  
個人受験にも対応。  
詳しくはWebで。

情報活用試験

<2024年度前期>ペーパー方式

試験日 令和6年6月16日(日)  
出願期間 手書願書—4月1日~5月13日(願書必着日)  
電子願書—4月1日~5月20日( // )  
実施級/受験料  
1級……………4,500円  
2級……………4,000円  
3級……………3,000円

情報デザイン試験

CBTのみ

詳細はJ検HPを参照下さい。  
実施級/受験料 初級……………4,000円  
上級……………4,500円

情報システム試験

システムエンジニア認定  
プログラマ認定

<2024年度前期>ペーパー方式

試験日 令和6年9月8日(日)  
出願期間 手書願書—6月1日~7月12日(願書必着日)  
電子願書—6月1日~7月19日( // )  
実施級/受験料  
基本スキル……………3,500円  
システムデザインスキル……………3,000円  
プログラミングスキル……………3,000円

詳細はホームページをご覧ください

事務取扱先 (一財)職業教育・キャリア教育財団 検定試験センター

TEL.03-5275-6336

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 J検ホームページ <https://jken.sgec.or.jp/>

※ペーパー方式は  
団体出願のみ実施と  
なります。

※CBT方式は  
「併願受験」を  
サポートするプランも  
実施中です。  
(団体のみ対象)

私たちは、学生生徒災害傷害保険を  
通じて「情報検定(J検)」を  
応援しています。



TOKIOMARINE  
NICHIDO

# 東京海上日動

MS&AD 三井住友海上

損保ジャパン  
SOMPO

## ◎全国専門学校協会理事会

### 【第1号議案 令和6年度事業計画原案(審議事項)】

事務局から「運動方針(基本方針、重点目標)」:

①職業教育体系の確立に向けた対応、②専門学校制度の振興に向けた対応、③国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応、④学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進や、その他の事業計画、各委員会の活動方針について説明しました。

### 【第2号議案 令和6年度収支予算原案(審議事項)】

八文字典昭副会長・財務委員長より6月の定例総会において承認を得るまでの暫定予算として執行される予算原案について、予算立案方針、各科目の明細について説明が行われました。

第1号、第2号議案は一括で審議され、特に質疑は無く出席者全員異議無く拍手承認されました。なお、令和5年度事業中間報告については6月の定例総会において審議事項「令和5年度事業報告」として提案されることが確認されました。

以上により、全ての議事を終了。福田会長が閉会の言葉を述べ、理事会の全日程を終了しました。

※全専各連第138回理事会・全専協理事会の当日資料については、全専各連ホームページに掲載しています。

## 文部科学省 令和6年度 専修学校関係予算案を閣議決定

昨年12月22日、政府は令和6年度予算案を閣議決定しました。

このうち文部科学省の専修学校関係予算案は、専

修学校教育の振興に資する取組が22億円、また専修学校への修学支援に資する取組は344億円になっています。

主な予算は以下の通りです。( )内は前年度予算額。

[専修学校教育の振興に資する取組 22億円 (22億円)]

### 【人材養成機能の向上】

○地方やデジタル分野における専修学校理系転換等推進事業 【新規】3.3億円

○専修学校の国際化推進事業 【新規】2.5億円

○高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業 【新規】1.2億円

○専門職業人材の最新技術アップデートのための専修学校リカレント教育(リ・スキリング)推進事業 4.0億円(4.0億円)

○専修学校による地域産業中核的人材養成事業 9.5億円(11.0億円)

### 【質保証・向上】

○職業実践専門課程等を通じた専修学校教育の質保証・向上の推進 1.4億円(1.4億円)

○専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業 0.4億円(0.4億円)

[専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 3.0億円(5.0億円)]

○私立学校施設整備費補助金

○私立大学等研究設備整備費等補助金

[専修学校への修学支援に資する取組 344億円(325億円)]

○高等教育(私立専門学校分)の修学支援の着実な実施(こども家庭庁計上)等:事項要求

## 学校教育法の一部改正案 国会で審議 専修学校教育の充実のために -8年4月1日施行-

施行日を令和8年4月1日とする学校教育法の一部を改正する法律案が第213回国会に上程されました。さらなる専修学校教育の充実を図る目的で改正案が提出されたものです。

具体的には専修学校に専攻科を置くことが可能になること、専門課程の入学資格の厳格化、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け、等について改正がなされます。

学校教育法の一部を改正する法律の概要は次の通りです。

①専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。

- ②最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。
- ③一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。※専攻科は特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門

学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。

- ④特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。
- ⑤専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。

## 文部科学省 令和5年度 職業実践専門課程認定等公表 概要、分野別・都道府県別認定状況

文部科学省は3月13日、専修学校専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき、令和5年度の「職業実践専門課程」の認定等を公表しました。

### 職業実践専門課程について

#### 職業実践専門課程とは

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

#### 認定要件

- 専門士※又は高度専門士※の認定課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施

※専門士の認定要件：①修業年限が2年以上、②総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上、③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定  
 ※高度専門士の認定要件：①修業年限が4年以上、②総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上、③体系的に教育課程を編成、④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了を認定



認定割合は、全専門学校の約4割

#### 質の保証

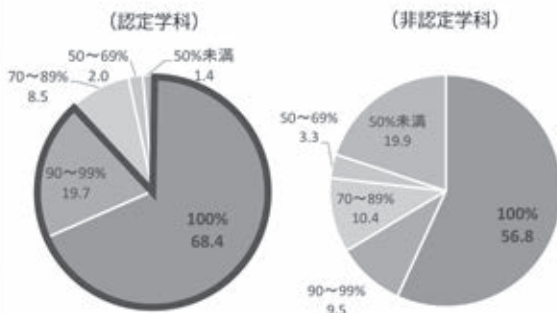
- 3年に一度フォローアップを実施。認定要件を満たさない場合は認定取消。
- 今後、認定学科に対する第三者評価の段階的な義務化を検討。

#### 認定の効果・成果

##### 政策上の効果

- 職業実践専門課程を対象とした都道府県の上乗せ補助に対する特別交付税措置（総務省、文部科学省）
- 教育訓練給付金の対象（厚生労働省）

##### 認定による成果（就職率の割合）



出典：平成28年「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究（三菱総合研究所）

※ 各階級の中央値を用い、学科ごとの就職率から平均を求めると認定学科は95.3%、非認定課程は81.1%、全体平均は85.5%（学科ごとの就職率に基づき単純平均、認定学科は規模が大きい傾向があり、学生数に基づき加重平均は就職率は増える見込み）。  
 なお、平成27年度大学等卒業生の就職状況調査（平成28年4月1日現在）の就職率は97.0%、上記全体平均との差額は、上記加重平均の算出や、三菱調査における学校回答の母数を就職希望者でなく卒業生とした学校が含まれることが原因と考えられる。

## 「職業実践専門課程」の認定状況 (令和 6 年 3 月 13 日現在)

### 【学校数及び学科数】

	学校数	学科数
H25 年度	472	1,373
H26 年度	295	677
H27 年度	272	501
H28 年度	150	240
H29 年度	94	152
H30 年度	98	139
R1 年度	104	154
R2 年度	86	131
R3 年度	62	88
R4 年度	66	87
R5 年度	65	95
合計	1,110(41.2%)	3,199(44.6%)

- ※ 合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数（2,693 校）、専門学校のうち修業年限 2 年以上の学科数（7,178 学科）に占める割合（修業年限 2 年未満の学科のみを設置している専門学校数は不明のため全専門学校数に占める認定学科を有する学校数の割合を記載）。また、全学科数（8,570 学科）に占める認定学科の割合は 37.3%である。（専門学校数、学科数は令和 5 年度学校基本統計による）
- ※ 合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

### 分野別「職業実践専門課程」認定状況(学科)

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	696 (21.8%)	16 (0.5%)	621 (19.4%)	335 (10.5%)	263 (8.2%)	535 (16.7%)	119 (3.7%)	614 (19.2%)	3,199

※各分野の（ ）内の数字は当該分野に属する全学科に占める割合。

職業実践専門課程については、令和5年度は全国で65校95学科を認定。平成25年度から令和5年度までの認定を合計すると全国で1,110校3,199学科（全国の学校数の41.2%、学科数では44.6%）となっています。また、名称変更は127校208学科、取消しは55校66学科でした。

学校数の認定状況を都道府県別にみると、①東京都158校565学科、②大阪府106校341学科、③北海道73校174学科、④福岡県69校193学科、⑤愛知県59校204学科の順になりました。

今後も、教育の質保証や各制度の認定要件となる「職業実践専門課程」認定への取組が重要と考えられます。

※合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数(2,693校)、修業年限2年以上の全学科数(7,178学科)に占める割合。なお、全学科数(8,570学科)に占める認定学科の割合は37.3%である。（専門学校数、学科数は令和5年度学校基本統計による。）※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

職業実践専門課程の都道府県別認定状況について（令和6年3月13日現在）

	位置	令和5年度認定状況		合計	
		学校数	学科数	学校数	学科数
1	北海道	2	2	73	174
2	青森県	0	0	6	14
3	岩手県	0	0	16	43
4	宮城県	3	5	34	121
5	秋田県	0	0	3	11
6	山形県	1	1	7	16
7	福島県	1	1	10	53
8	茨城県	0	0	17	40
9	栃木県	0	0	15	38
10	群馬県	2	2	30	56
11	埼玉県	4	4	32	64
12	千葉県	2	2	31	64
13	東京都	10	22	158	565
14	神奈川県	1	1	44	100
15	新潟県	5	6	36	165
16	富山県	2	4	8	13
17	石川県	1	1	15	28
18	福井県	0	0	6	18
19	山梨県	0	0	6	9
20	長野県	2	2	24	48
21	岐阜県	0	0	10	16
22	静岡県	3	3	37	95
23	愛知県	4	5	59	204
24	三重県	1	1	7	13
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	1	1	25	69
27	大阪府	7	10	106	341
28	兵庫県	3	5	28	77
29	奈良県	0	0	4	10
30	和歌山県	0	0	4	10
31	鳥取県	0	0	2	6
32	島根県	1	1	7	21
33	岡山県	0	0	16	64
34	広島県	2	6	22	59
35	山口県	0	0	10	23
36	徳島県	1	1	7	25
37	香川県	1	3	12	38
38	愛媛県	0	0	14	46
39	高知県	1	1	9	28
40	福岡県	3	3	69	193
41	佐賀県	0	0	3	7
42	長崎県	0	0	10	20
43	熊本県	0	0	17	50
44	大分県	0	0	16	27
45	宮崎県	0	0	11	26
46	鹿児島県	0	0	6	23
47	沖縄県	1	2	28	68
合計		65	95	1,110(41.2%)	3,199(44.6%)

## 改正私立学校法施行に向けた対応をお願いします

令和7年4月1日の改正私立学校法施行に向け、文部科学省ではホームページに、今般の法改正の内容について説明動画及び資料、施行に向けた準備・手続の概要をまとめたリストなどを掲載（随時更新）しております。是非ご覧いただき、各学校法人において、実情に即して必要な対応をお願いいたします。また、改正に関する問合せ窓口も設定されているので、あわせてご利用ください。

<文部科学省ホームページ「私立学校法改正について」>

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

私立学校法の一部を改正する法律の概要	
<p><b>趣旨</b></p> <p>我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。</p> <p>幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。</p>	
<p><b>概要</b></p> <p>「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考えから、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立。</p>	
<p>1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し</p>	
<p>① 理事・理事会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)</li> <li>● 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)</li> </ul> <p>② 監事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)</li> </ul> <p>③ 評議員・評議員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)</li> <li>● 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)</li> <li>● 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)</li> </ul> <p>④ 会計監査人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)</li> </ul>	
<p>2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)</li> </ul>	<p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)</li> <li>● 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)</li> <li>● 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)</li> </ul>
<p><b>施行日・経過措置</b></p> <p>令和7年4月1日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）</p>	

## 外国人留学生キャリア形成促進プログラム

### 平成5年度認定結果

文部科学省は、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」（令和5年文部科学省告示第53号）が令和5年6月21日に公布・施行されたことから、制度初回となる「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」令和5年度認定結果を3月29日に公表しました。

本制度の経緯としては、教育未来創造会議の第二次提言（令和5年4月27日）のなかで、「専門学校卒業者が専門知識・技能やその応用を発揮できるようにするため、企業等と連携し、質の高い専門学校を認定する制度を新たに創設する。認定を受けた学校を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更において柔軟に対応し、大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとすることや、特定活動46号（日本の大学等を卒業した高い日本語能力を持つ人が、習得した知識や応用的能力のほか、留学生として経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に

従事する活動を認める在留資格）について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る）など、大学卒業者と同等の者も対象に加える。」と提言しています。これを受けて文部科学省は「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」を創設しました。

本制度の認定要件は、①職業実践専門課程の認定を受けている課程であること、②経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること、③認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち外国人留学生が占める割合が2分の1以内であり、かつ、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が確保されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上）や、日本において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること、④外国人留学生の受入れに関して不適切と認められる事情その他の目的に照らして不適切と認められる事情がないこと、と定められてます。

なお、令和5年度は全国で187校475学科が認定されました。

プログラムの概要は次ページをご参照下さい。

### 外国人留学生キャリア形成促進プログラムについて

**◆ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定制度）について**

- 就労のための在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格決定の際、教育機関での専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断において、大学の卒業生については柔軟化が図られている一方で、専門学校の卒業生については「相当程度」の関連性が求められており、大学の卒業生と比較して、許容される業種・業務が限定されている。
- 今般の在留資格の運用等の見直し（※）により、外国人留学生に対して質の高い教育を行っているものとして文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、関連性について柔軟に判断されることとなる。また、認定を受けた専門学校の卒業生のうち、高度専門士の称号を付与された者については、新たに「特定活動（告示第46号）」の対象となる。

※「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について（ガイドライン）の改定及び在留資格「特定活動」に係る法務省告示を改正（令和6年2月29日付け）

- 令和5年度の認定校数は、186校（474学科）。

**◆ 外国人留学生が日本で就職する場合の在留資格の切替え**

（在学時）

留学  
（大学、専門学校等）

➔

（就労時）

技術・人文知識・国際業務  
特定活動（告示第46号）  
等

在留資格切替え

**④ 外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定要件（文部科学大臣認定制度）**

① 職業実践専門課程の認定を受けている課程であること。 ※基準の充足を確認するために3年に一度のフォローアップを実施（企業等と連携し、質の高い専修学校専門課程を文部科学大臣が認定する制度）

② 経営基盤に関して、継続的かつ安定的な財務状況であること（修学支援新制度の機関要件と同一）。

③ 認定を受けようとする学科の実数のうち、留学生割合が2分の1の範囲内であり、かつ、日本入生徒との交流の機会が確保されており、日本社会に対する理解促進の環境が整備されていること。2分の1を超える場合にあっては、適正な進路指導（直前3年間の就職率の平均が90%以上であることを想定）が行われるとともに、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が300時間以上開設されていること。

④ 外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

## 厚生労働省との意見交換会

2月27日、全専各連と厚生労働省（以下、厚労省）との間で意見交換会が実施されました。

今年度も厚労省に対して4項目（①公共職業能力開発施設について、②公共職業訓練について、③教育訓練給付制度の講座指定要件および給付金支給の要件・手続の見直し、④その他・情報公開）について、意見・要望の申し入れを行いました。これら4項目は重要度が高い要望としてこれまでの意見交換時にも提出しており、厚労省の中央職業能力開発促進協議会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の事業運営委員会でも同様に要望を続けています。しかし厚労省側からはいずれの会議においても「引き続き検討していく」といった一次回答はあるものの、これまで明確かつ具体的な回答が得られませんでした。そこで経年の要望事項について、厚労省側がどのように検討し、結果としてどう改善に結びついたか、また、改善が図れない場合の理由も含め、明確かつ具体的な回答を求めました。

4項目のうち、特に①については専門学校との競合関係にあることから、改善を強く求めています。厚労省は平成10年3月31日付け発出の労働省職業

## 公共職業能力開発施設との競合調査実施

能力開発局管理課長・能力開発課長名で内かん（『新規学校卒業生の取扱い』について、1. 今後の公共職業能力開発施設の在り方について）（抄）（2）[前略]事業団が設置する職業能力開発短期大学校等では在職者等の社会人を対象とする職業訓練に今後なお一層積極的に取り組むこととし、短期大学校が行う入校者選抜に当たっても、在職者等の社会人を優先的に受け入れるための新規学校卒業生とは別の入学者選抜を行うなど、在職者等が入りやすい環境を積極的に整備すること。また、都道府県段階における協議においても上記の考え方及び環境の整備が重要であるということについて、都道府県に対して周知すること。（4）公共職業能力開発施設のパンフレット等において新規学校卒業生のみを対象としているかのような誤解を招く表現をすることや、新規学校卒業生のみを対象としているかのような誤解を招く方法での勧誘等を行わないこと（一部抜粋。）を都道府県主管課に発出、さらにこれまで3回（平成18年6月12日、平成26年2月10日、令和5年4月17日）にわたり「公共職業能力開発施設と専修学校等との調整等について」とする再周知が発出さ

専門学校と公共職業能力開発施設との競合状況調査結果一覧（施設数ベース）

地域番号	地域名	会員校と能力開発施設との競合状況 (競合有と回答)	主な競合分野等	競合数(施設数ベース)		
				公共職業能力開発施設	国(高障求機構)所管 ポリテクカレッジ	専門学校会員校
1	北海道	○	工業分野(自動車整備科、電気工学科)	8		4
4	宮城	○	工業分野(自動車整備分野、情報通信分野)	5		5
9	栃木	○	自動車整備	1		1
14	神奈川	○	自動車整備、建築設計、造園、庭園管理、ケアワーカー、給食調理等	7		10
15	新潟	○	工業分野(自動車整備、電気、機械、建築)	4		4
16	富山	○	工業分野(自動車整備科)	1		1
17	石川	○	工業分野			
19	山梨	○	介護福祉士、医療事務、服飾、調理師、美容師、保育士			
27	大阪	○	工業分野(機械、電気、電子・情報、建築)	14	1	5
28	兵庫	○	工業分野地			3
34	広島	○	工業分野(建築、自動車整備・機械・電気)	3		4
36	徳島	○	衛生分野(美容・美容)	1		2
37	香川	○	工業分野(自動車工学科)	1		1
38	愛媛	○	工業分野(自動車整備)	1		1
40	福岡	○	工業分野(自動車整備科、3D-CAD機械システム科、プログラム設計科等)	4		17
41	佐賀	○	工業分野(自動車整備)	1		1
44	大分	○	工業分野(AI・IT・CAD)	4	1	3
47	沖縄	○	工業分野(自動車整備科、電機システム科、メディアアート科、情報システム科)	2		1
競合:18地域 合計				57	1	4
競合施設数合計:能開施設(都道府県+国の計)と会員校数				—	—	62

※参考:競合学科数:能開施設(都道府県+国の計)68学科・会員校設置学科98学科、回答に基づく概数。

れています。しかし現在まで全国的に徹底はされておらず、専門学校と公共職業能力開発施設との競合問題が一向に解消されない状況が続いています。

全専各連が都道府県専修学校各種学校協会等に実施した調査(令和5年1~5月)によると、18地域(競合施設数:能開施設62施設・会員校62校、競合学科数:能開施設68学科・会員校98学科)で募集対象、教育(訓練)内容等において競合が確認されています。

全専各連としては本件について長年にわたり厚労省に対して改善を要望するとともに関係各所に働きかけを行ってきました。特に自由民主党専修学校等振興議員連盟(議連)に対しては、令和5年11月24日に開催された議連総会において改善に向けた要望書を提出。議連では「専修学校等の振興に関する決議」のなかで「公共職業能力開発施設における教育訓練の実施にあたっては、専修学校との緊密な連携

のもと官民の役割分担について十分な徹底を図ること」との決議がなされました。

今回の意見交換会においても4項目のうち、公共職業能力開発施設との競合についてが早急に解決すべき喫緊の課題として関係各所で認識されている現状を踏まえ、(1)官民競合の実態把握について、(2)令和6年度全国職業訓練実施計画・予算「学卒者訓練」について、(3)高障求機構立の能開大・能開短大(専門課程)との競合について、(4)都道府県立の公共職業能力開発施設等との競合について、①都道府県立の公共職業能力開発施設等での新規高卒者の受入れの縮減

ならびに訓練対象者の転換、②公共職業能力開発施設等における留学生募集・受入れの見直し、③専修学校の学科と競合する訓練科(普通課程等)の廃止について、強く要望を行っています。

専修学校の「いま」を知る あなたの「未来」がここにある

## 知 専修学校 #知る専

令和3(2021)年にスタートした文部科学省がお届けするプロジェクト「専修学校 #知る専」。

「専修学校 #知る専」は、特設のポータルサイトやTwitter、YouTube、メルマガを結びつけて、専門学校などの情報発信を強化するものです。

専門学校や学生などから投稿される動画や旬な情報が掲載される、専修学校と文部科学省とで作る「参加型」の新しい形の広報プロジェクトです。

文部科学省HP (<https://shirusen.mext.go.jp/>)

Twitter、YouTube、Instagram から、今すぐ！検索！！



ビジネス能力検定 B検  
**Jobpass**  
ショブパス

文部科学省後援

### ビジネス能力検定 ジョブパス

(<https://bken-sgec.or.jp/>)

随時受験可能なCBT方式も実施中  
(1級はCBT方式のみ)  
(検定試験の最新情報は、  
B検ホームページにてご確認ください)

#### ●1級(CBT方式)

■前期試験/2024年9月7日(土)~9月15日(日)  
(上記期間内から選択可。ただし会場設置状況による。詳細はホームページをご覧ください。)

■出願期間/団体受験:7月8日~試験日の2週間前まで  
個人受験:7月8日~試験日の3週間前まで

■実施級・受験料/1級(8,500円)(税込)

【想定試験者と評価内容】  
就職活動を展開中の大学生・専門学校生から入社1年目から3年目程度の社会人。●2級の知識、技法を前提とし、問題解決を円滑に推進するために必要となる論理的な思考、情報発信と表現技法、および基礎的なマネジメント技法を実践的に評価する。

#### ●2級・3級(ペーパー方式)

■前期試験/2024年7月7日(日)  
■出願期間/4月1日~5月24日  
■実施級・受験料/2級(4,200円)、3級(3,000円)(税込)

【想定試験者と評価内容】  
●2級)就職活動のスタートを間近に促した学生、専門学校生等から社会人1、2年目程度。●3級の知識を前提とし、企業の役割や責任と権限などを理解することにも、効率的な業務の進め方、問題解決のための基本的なコミュニケーション、情報活用の技法を評価する。<3級)就職活動を視野に促した、高校3年生、大学・専門学校等●入学者自らの職業観や勤労観といった概念の形成を前提にビジネス常識および、基礎的なコミュニケーション、情報の利活用など、将来、職業人として適応するために身につけておくべき知識を評価する。


(一財)職業教育・キャリア教育財団 **検定試験センター**

TEL.03-5275-6336

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25

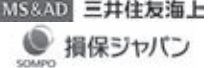
B検ホームページ <https://bken-sgec.or.jp/>

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて「ビジネス能力検定ジョブパス」を応援しています。



TOKIOMARINE  
NICHIDO

## 東京海上日動



MS&AD 三井住友海上  
損保ジャパン